



平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 ビオフェルミン製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤本 孝明
(コード : 4517、東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 三野 正博
(TEL. 078-575-5501)

武田薬品工業株式会社との当社製品の販売および輸出に関する売買契約および輸出契約の合意解除ならびに大正製薬株式会社との当社製品の販売および輸出に関する独占的販売権許諾契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 31 日開催の取締役会において、武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」）との間で、当社の製造にかかる製品（以下「ビオフェルミン製品」）の日本国内における販売および輸出に関する売買契約および輸出契約（以下総称して「原契約」）を合意解除すること（以下「本件合意解除」）と併せて、当社の親会社である大正製薬株式会社（大正製薬ホールディングス株式会社（以下「大正製薬 HD」）の完全子会社であり、以下「大正製薬」）との間で、ビオフェルミン製品の販売および輸出に関する独占的販売権許諾契約（以下「本件独占販売契約」）を締結すること（以下「本件合意解除」と「本件独占販売契約」を併せて「本件取引」）について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件独占販売契約の締結に関しては、「添付の大正製薬 HD による平成 25 年 7 月 31 日付プレスリリース『大正製薬株式会社によるビオフェルミン製薬株式会社製品の独占的販売権の取得および同社の株式の一部譲受けに関するお知らせ』」もご参照下さい。

1. 本件取引の背景

当社は、大正 6 年の創業以来、活性乳酸菌製剤“ビオフェルミン”の製造販売に特化し、乳酸菌製剤のリーディングカンパニーとして人々の健康増進に積極的に寄与してまいりました。ビオフェルミン製品の国内外における販売は、そのほとんどが原契約に基づき武田薬品工業を通じて行われてきました。

当社は、今般、原契約の有効期間が平成 27 年 12 月末日をもって満了することを見据え、今後の当社の事業戦略として、武田薬品工業との原契約を継続するのと、当社の親会社であり既に広範な提携関係が存在する大正製薬との間で新たに販売契約を締結するのとでは、いずれが当社の企業価値の増大に資するかにつき慎重に検討した結果、武田薬品工業との原契約のうち、(i) 国内取引に関するものについては、有効期間満了前である平成 25 年 12 月末日をもって合意解除し、以後は大正製薬に対してビオフェルミン製品に関する独占的販売権を付与することとし、(ii) 輸出取引に関するものについては、平成 27 年 12 月末日をもって終了させ、以後は大正製薬に対してビオフェルミン製品に関する独占的販売権を付与することとし、これらに関して大正製薬との間で本件独占販売契約を締結するに至りました。

大正製薬は、当社との間で本件独占販売契約を締結するとともに、今後のビオフェルミン製品の国内における販売について、武田薬品工業と協議の上、大正製薬が一定期間、武田薬品工業に対し販売権を付与することにより国内取引を行っていくこと、また台湾および香港への輸出取引については大正製薬グループの現地法人が武田薬品工業グループから現地輸入承認の移管を受けることにつき協議し、武田薬品工業との間で合意に至ったとのことです（詳細は後記 2 をご参照下さい。）。

なお、本件取引のうち、大正製薬との本件独占販売契約の締結は、支配株主との取引等に該当するため、後記「6. 支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、当社取締役会は、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬HDとの間に利害関係を有しない独立した第三者によって構成される第三者委員会から、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見書を入手しております。

2. 本件独占販売契約の内容等

(1) 国内の一般用医薬品および指定医薬部外品取引（以下「国内OTC取引」）

当社は現状、国内OTC取引に関しては、武田薬品工業にビオフェルミン製品の独占的販売権を付与し、同社より卸売業者様に販売する体制をとっておりますが、今般、当社が大正製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成26年1月を目処として、当社は大正製薬にビオフェルミン製品に関する独占的な販売権を付与することとなります。その上で、大正製薬は、国内OTC取引に関し、武田薬品工業にビオフェルミン製品の販売権を付与することにより、ビオフェルミン製品を販売することを予定しています。

(2) 国内の医療用医薬品取引（以下「国内PD取引」）

当社は現状、国内PD取引に関しては、武田薬品工業にビオフェルミン製品の独占的販売権を付与し、同社より卸売業者様に販売する体制をとっておりますが、今般、当社が大正製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成26年1月を目処として、当社は大正製薬にビオフェルミン製品に関する独占的な販売権を付与することとなります。その上で、大正製薬は、国内PD取引に関し、大正製薬HDの連結子会社で、大正製薬HDグループ内において国内PD取引業務を担っている大正富山医薬品株式会社を通じて武田薬品工業にビオフェルミン製品の販売権を付与することにより、ビオフェルミン製品を販売することを予定しています。

(3) 輸出取引

ビオフェルミン製品の輸出取引に関しては、現状、国内取引と同様に、当社が武田薬品工業にビオフェルミン製品の独占的販売権を付与し、武田薬品工業グループを通じて台湾および香港において販売がなされておりますが、今般、当社が大正製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成28年1月を目処として、当社は大正製薬にビオフェルミン製品に関する独占的な販売権を付与することとなります。なお、台湾および香港への輸出取引については、平成27年12月末日までを目処として、現地輸入承認を大正製薬グループの現地法人に移管する予定です。

また、経済発展が継続し健康意識の高まりとともに乳酸菌製剤の市場が広がりつつあるASEAN諸国に関しては、大正製薬グループの現地インフラを活用し、販売開始に向けた準備を進めてまいります。

3. 本件取引の相手先の概要

(1) 本件合意解除の相手先の概要

① 名 称	武田薬品工業株式会社
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番地1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷川 閑史
④ 事 業 内 容	医薬品、医薬部外品等の製造・販売・輸出入

⑤ 資 本 金	63,541 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	大正 14 年 1 月 29 日		
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	日本生命保険相互会社 7.14% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.40% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.29% 公益財団法人武田科学振興財団 2.27% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS 2.11% (常任代理人 香港上海銀行東京支店) バークレイズ証券株式会社 1.52% ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー 505225 1.33% (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9) 1.05% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 1.03% (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 株式会社三井住友銀行 0.99%		
	(平成 25 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 上場会社と当該会社 との間の関係	資 本 関 係	当該会社は当社の株式を 1,216,897 株 (議決権の 10.20%) 直接所有する主要株主であります。 また、当社は当該会社の株式を 300,000 株 (議決権の 0.04%) 直接所有しております。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はございません。	
	取 引 関 係	当該会社は、当社製品の一手販売を行っており、当社の平成 25 年 3 月期売上高に占める当該会社に対する売上高の割合は 96.2% (9,918 百万円) となっております。	
	関連当事者への 該 当 状 況	当社の議決権の 10.20% を所有する主要株主であり、当社の関連当事者に該当します。	
⑨ 当該会社の最近 3 年間の連結経営成績および連結財政状態			
決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
連 結 純 資 産	2,136,656 百万円	2,071,866 百万円	2,223,359 百万円
連 結 総 資 産	2,786,402 百万円	3,577,030 百万円	3,955,599 百万円
1 株当たり連結純資産	2,649.69 円	2,548.53 円	2,734.79 円
連 結 売 上 高	1,419,385 百万円	1,508,932 百万円	1,557,267 百万円
連 結 営 業 利 益	367,084 百万円	265,027 百万円	122,505 百万円
連 結 経 常 利 益	371,572 百万円	270,330 百万円	113,168 百万円
連 結 当 期 純 利 益	274,868 百万円	124,162 百万円	131,244 百万円
1 株当たり連結当期純利益	314.01 円	157.29 円	166.25 円
1 株 当 た り 配 当 金	180 円	180 円	180 円

(2) 本件独占販売契約の相手先の概要

① 名 称	大正製薬株式会社		
② 所 在 地	東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上原 茂		
④ 事 業 内 容	一般用医薬品、食品、雑貨等の製造、販売および医療用医薬品の製造、販売		
⑤ 資 本 金	29,804 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 3 年 5 月 5 日		
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	大正製薬ホールディングス株式会社 100% (平成 25 年 3 月 31 日現在)		
⑧ 上場会社と当該会社 と の 間 の 関 係	資 本 関 係	平成 25 年 3 月 31 日現在で、当該会社は当社の株式を 6,659,701 株(議決権の 55.83%) 直接所有しております。	
	人 的 関 係	当社の取締役副社長 和氣秀行および酒井明人は、当社の親会社である当該会社の出身者であります。	
	取 引 関 係	平成 25 年 3 月期において、当該会社は当社との間で 5 百万円の売上取引があります。	
	関連当事者への 該 当 状 況	当社の議決権の 55.83% を直接所有する親会社であり、当社の関連当事者に該当します。	
⑨ 当該会社の最近 3 年間の経営成績および財政状態			
決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
純 資 産	540,306 百万円	260,822 百万円	268,393 百万円
総 資 産	596,519 百万円	315,570 百万円	321,040 百万円
1 株当たり純資産	1,957.54 円	868.06 円	893.26 円
売 上 高	197,322 百万円	193,767 百万円	194,514 百万円
営 業 利 益	36,605 百万円	31,278 百万円	27,714 百万円
経 常 利 益	44,867 百万円	37,419 百万円	31,005 百万円
当 期 純 利 益	29,990 百万円	21,777 百万円	21,694 百万円
1 株当たり当期純利益	107.27 円	75.55 円	72.20 円
1 株当たり配当金	27 円	—	—

4. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	平成 25 年 7 月 31 日
(2) 本 件 独 占 販 売 契 約 締 結 日	平成 25 年 7 月 31 日
(3) 原 契 約 合 意 解 除 日 (国 内 取 引 関 係)	平成 25 年 12 月 31 日 (予定)
(4) 本 件 独 占 販 売 契 約 効 力 発 生 日 (国 内 取 引 関 係)	平成 26 年 1 月 1 日 (予定)
(5) 原 契 約 期 間 満 了 日 (輸 出 取 引 関 係)	平成 27 年 12 月 31 日 (予定)
(6) 本 件 独 占 販 売 契 約 効 力 発 生 日 (輸 出 取 引 関 係)	平成 28 年 1 月 1 日 (予定)

5. 今後の見通し

当社は、本件取引を実行することによって、売上の増加や販管費の削減による中長期的な収益性の向上を目指すものであります。当面現行のビオフェルミン製品の商流に大きな変更はないことから、当社の業績への直接的な影響は軽微であると見込まれます。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件取引のうち、大正製薬との本件独占販売契約の締結は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成 25 年 7 月 4 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社との間においては、法令等に従い、公正かつ適正な取引を行っております。」、「取引条件およびその決定方法については、他の取引先と同様に協議のうえ決定しております。」との指針を示しておりますが、本件取引における同指針への適合状況は、以下のとおりです。

まず、当社は、本件取引の実行を決定するにあたっては、当時適用された大阪証券取引所企業行動規範に関する規則第 12 条の 2（現在適用される東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に相当）に基づき、その決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに關し、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬 HD との間に利害関係を有しない独立した第三者から意見を入手するため、平成 24 年 9 月 24 日付取締役会決議により、大正製薬および大正製薬 HD とは利害関係を有しない独立した第三者によって構成される第三者委員会を設置いたしました。

第三者委員会からは、後記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続は妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を平成 25 年 7 月 31 日付で入手いたしました。

さらに、後記「(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、本件取引の実行を決定するにあたっては、本件取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、第三者委員会からの意見書およびリーガル・アドバイザーからの法的助言を踏まえ、当社の支配株主との間に利害関係を有しない取締役全員が本件取引の取引条件等について慎重に審議した上で決議を行いました。また、同取締役会には、当社の支配株主との間に利害関係を有しない当社の監査役全員が出席し、出席監査役全員が取締役会による同議案の承認について異議がない旨の意見を述べております。

上記記載の内容から、当社と致しましては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

① 独立した第三者委員会の設置

前記「(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、当社は、本件取引の実行を決定するにあたっては、当時適用された大阪証券取引所企業行動規範に関する規則第 12 条の 2（現在適用される東京証券取

引所有価証券上場規程第441条の2に相当)に基づき、その決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関し、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬HDとの間に利害関係を有しない独立した第三者から意見を入手するため、平成24年9月24日付取締役会決議により、大正製薬および大正製薬HDとは利害関係を有しない独立した第三者によって構成される第三者委員会を設置いたしました。

② 第三者委員会からの本件取引の決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見書の入手

後記「(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、第三者委員会からは、本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続は妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を入手いたしました。

③ リーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本件取引の審議に慎重を期し、審議の公正性・客觀性を高めるために、ビンガム・マカッテン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)を当社のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所からの法的助言を踏まえ、第三者委員会からの報告の内容、本件取引の取引条件等について慎重に検討いたしました。

④ 利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認

当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬HDの出身者(元役職員)である和氣秀行氏および酒井明人氏を除く当社取締役全員の出席の下、本件取引の実行について慎重に審議し、出席取締役の全員一致により、本件取引の実行を決定いたしました。また、同取締役会には、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬HDとの間に利害関係を有しない当社の監査役全員が出席し、出席監査役全員が取締役会による同議案の承認について異議がない旨の意見を述べております。

(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社取締役会は、支配株主である大正製薬との本件独占販売契約の締結を含む本件取引の実行を検討するに際し、当社の支配株主である大正製薬および大正製薬HDとの間に利害関係を有しない独立した第三者によって構成される第三者委員会を設置し、意見書の提出を依頼いたしました。第三者委員会は、7回にわたり開催され、当社へのヒアリングおよび大正製薬からの本件取引に係る提案を含む各種資料の検討等を基に協議を重ね、本件取引の実行に関する意見書を作成し、当社取締役会宛に提出していただきました。本件取引の実行に関する第三者委員会の意見書の概要は、以下のとおりです。

まず、本件取引は、長年にわたり当社がビオフェルミン製品の販売を依存していた武田薬品工業に代わり、当社の支配株主である大正製薬が当社との直接的な取引当事者となることを目的とするものであるが、本件独占販売契約が定める取引条件について当社に有利となる見直しが予定されていることから、大正製薬による恣意性は認められず、むしろ売上と利益の拡大によって当社の株式価値を高めることを目指していることは明白であるから、目的として適正なものと認められる。

また当社は、大正製薬との間で本件独占販売契約を締結するに当たり、当社のリーガル・アドバイザーである法律事務所から得た法的助言を踏まえて、大正製薬との間で協議を進め、その取引条件を決定していることから、その決定手続として妥当といえる。

本件取引の条件自体について、武田薬品工業との取引継続を前提とした計画と大正製薬との本件取引を前提とした計画を比較した場合、後者の計画のほうが、短期的にも長期的にも当社の業績が向上し、株式価値向上に資することが見込まれ、当社株主全体にとってのメリットが大きい内容となっている。

さらに、本件取引には、当社にとって特段のデメリットは認められず、支配株主である大正製薬が恣意的に取引条件を自社に有利に変更している事実も認められない。むしろ、国内OTC取引、国内PD取引および輸出取引のいずれについても、従前の商流を尊重しながら長期間をかけて漸次商流の変更を進める内容となっており、武田薬品工業からの販促サポートの継続により既存の卸業者・医療機関等への配慮が見られるなど、様々な点で当社の利益に配慮した内容となっている。

したがって、本件取引の取引条件は、全般的に当社の株式価値向上に資する内容となっており、公正なものと評価できる。

以上、本件取引の目的は適正なものであり、本件取引条件の決定手続も妥当であり、また本件取引条件自体も、当社の株式価値向上に資する公正なものであることから、本件取引を行うことについて当社取締役会が決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものとはならない。

以上

(参考) 当期業績予想（平成25年5月9日公表分）および前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	10,350	3,000	3,060	1,900
前期実績 (平成25年3月期)	10,309	3,385	3,424	2,126



平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 大正製薬ホールディングス株式会社
 本 店 東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号
 代 表 者 名 代表取締役社長 上原 明
 　(コード番号 4581 東証第1部)
 問 合 せ 先 広 報 室 長 坪 井 正 樹
 　(電 話 03-3985-1115)

大正製薬株式会社によるビオフェルミン製薬株式会社製品の独占的販売権の取得 および同社の株式の一部譲受けに関するお知らせ

当社の完全子会社である大正製薬株式会社（以下「大正製薬」）は、当社の連結子会社であるビオフェルミン製薬株式会社（以下「ビオフェルミン製薬」）との間で、ビオフェルミン製薬の製造にかかる製品（以下「ビオフェルミン製品」）に関して独占的販売契約（以下「本件独占販売契約」）を締結するとともに、ビオフェルミン製品についてこれまで独占的販売権をもって日本国内における取引および輸出取引を担ってきた武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品工業」）との間で、ビオフェルミン製品の国内における販売について、大正製薬が武田薬品工業に対し一定期間、販売権を付与することにより国内取引を行っていくこと、および輸出取引については当社グループの現地法人が武田薬品工業グループから現地輸入承認の移管を受けること（詳細は下記 2 をご参照下さい。）につき協議し、その際の基本的条件に関して合意いたしました（以下「本件販売合意」）。

なお、本件独占販売契約の締結および本件販売合意に関しましては、添付のビオフェルミン製薬による平成 25 年 7 月 31 日付プレスリリース「武田薬品工業株式会社との当社製品の販売および輸出に関する売買契約および輸出契約の合意解除ならびに大正製薬株式会社との当社製品の販売および輸出に関する独占的販売権許諾契約の締結に関するお知らせ」もご参照下さい。

また、本件販売合意と併せて、大正製薬は、武田薬品工業との間で、同社が保有するビオフェルミン製薬の株式の一部譲受け（以下「本件株式譲受け」）に関して合意いたしました（以下「本件株式譲受合意」）ので併せてお知らせいたします。

1. 本件独占販売契約の締結、本件販売合意および本件株式譲受合意の背景

ビオフェルミン製薬は、大正 6 年の創業以来、活性乳酸菌製剤 “ビオフェルミン” の製造販売に特化し、乳酸菌製剤のリーディングカンパニーとして人々の健康増進に積極的に寄与して参りました。ビオフェルミン製薬の国内外における製品販売は、武田薬品工業との間の販売委託契約（以下「原契約」）に基づき武田薬品工業を通じて行われてきました。

ビオフェルミン製薬によれば、同社は、今般、原契約の有効期限が平成 27 年 12 月末を以て期間満了を迎えることを見据え、今後の同社の事業戦略を慎重に検討した結果、武田薬品工業との原契約のうち、(i) 国内取引に関するものについては有効期間満了前である平成 25 年 12 月末をもって合意解約し、以後は大正製薬に対してビオフェルミン製品に関する独占的販売権を付与することとし、(ii) 輸出取引に関するものについては平成 27 年 12 月末をもって終了させ、以後は大正製薬に対してビオフェルミン製品に関する独占的販売権を付与することとし、これらに関して本件独占販売契約を締結するとの判断に至ったのことです。

大正製薬は、ビオフェルミン製薬との間で本件独占販売契約を締結するとともに、今後のビオフェルミン製品の国内における販売について、武田薬品工業と協議のうえ、大正製薬が一定期間（詳細は下記2をご参照下さい。）、武田薬品工業に対し販売権を付与することにより、国内取引を行っていくことについて、武田薬品工業と本件販売合意にいたりました。

なお、武田薬品工業はビオフェルミン製薬の議決権所有割合の約10.20%（1,216,897株）を保有しておりますが、大正製薬は、本件販売合意に併せて、武田薬品工業からビオフェルミン製薬の議決権所有割合の約8.15%（972,320株）を譲り受けることに合意しております。

2. 本件販売合意の内容

(1) 国内的一般用医薬品取引（以下「国内OTC取引」）

ビオフェルミン製薬は現状、国内OTC取引に関して武田薬品工業に独占的販売権を付与し、同社より卸売業者様に販売する体制をとっておりますが、今般、大正製薬がビオフェルミン製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成26年1月を目処として、ビオフェルミン製薬は大正製薬に独占的な販売権を付与することとなりました。そのうえで、当該独占的販売権の付与を受けた大正製薬は、国内OTC取引に関し、武田薬品工業へビオフェルミン製品の販売権を付与することにより、ビオフェルミン製品を販売することを予定しています。

(2) 国内の医療用医薬品取引（以下「国内PD取引」）

ビオフェルミン製薬は現状、国内PD取引に関して武田薬品工業に独占的販売権を付与し、同社より卸売業者様に販売する体制をとっておりますが、今般、大正製薬がビオフェルミン製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成26年1月を目処として、ビオフェルミン製薬は大正製薬に対して独占的な販売権を付与することになりました。そのうえで、当該独占的販売権の付与を受けた大正製薬は、国内PD取引に関し、当社の連結子会社で、国内PD取引業務を担っている大正富山医薬品株式会社を通じ武田薬品工業へビオフェルミン製品の販売権を付与することにより、ビオフェルミン製品を販売することを予定しております。

(3) 輸出取引

ビオフェルミン製品の輸出取引に関しては、現状、国内製品と同様に、ビオフェルミン製薬が武田薬品工業へ独占的販売権を付与し、武田薬品工業グループを通じて台湾および香港において販売がなされておりますが、今般、大正製薬がビオフェルミン製薬と締結する本件独占販売契約に基づき、平成28年1月を目処として、ビオフェルミン製薬は大正製薬に対して独占的な販売権を付与することになりました。なお、台湾および香港への輸出取引については当社グループの現地法人が平成27年12月末日を目処に現地輸入承認の移管を受ける予定です。

また、経済発展が継続し健康意識の高まりとともに乳酸菌製剤の市場が広がりつつあるASEAN諸国に関しては、当社グループの現地インフラを活用し、販売開始に向けた準備を進めてまいります。

3. 当事者の概要

(1) 武田薬品工業の概要

① 名 称	武田薬品工業株式会社	
② 所 在 地	大阪府大阪市中央区道修町四丁目 1 番地 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷川 閑史	
④ 事 業 内 容	医薬品、医薬部外品等の製造・販売・輸出入	
⑤ 資 本 金	63,541 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	大正 14 年 1 月 29 日	
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	日本生命保険相互会社 7.14% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.40% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 4.29% 公益財団法人武田科学振興財団 2.27% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS 2.11% (常任代理人 香港上海銀行東京支店) バークレイズ証券株式会社 1.52% ステートストリートバンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 1.33% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9) 1.05% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロン ドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 1.03% 株式会社三井住友銀行 0.99% (平成 25 年 3 月 31 日現在)	

(2) ビオフェルミン製薬の概要

① 名 称	ビオフェルミン製薬株式会社	
② 所 在 地	兵庫県神戸市長田区三番町五丁目 5 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤本 孝明	
④ 事 業 内 容	医薬品・医薬部外品・食品の製造ならびに販売	
⑤ 資 本 金	1,227 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	大正 6 年 2 月 12 日	
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	大正製薬株式会社 54.79% 武田薬品工業株式会社 10.01% 寺谷 一憲 1.68% 高津 久美子 1.21% 大西 章史 0.99% 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 0.77% 細見 ユキ子 0.66% ビオフェルミン製薬 従業員持株会 0.58% 宗教法人 萬福寺 0.54% 久金属工業株式会社 0.51% (平成 25 年 3 月 31 日現在)	

(3) 大正製薬の概要

① 名 称	大正製薬株式会社
② 所 在 地	東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上原 茂
④ 事 業 内 容	一般用医薬品、食品、雑貨等の製造、販売および医療用医薬品の製造、販売
⑤ 資 本 金	29,804 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 3 年 5 月 5 日
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	大正製薬ホールディングス株式会社 100% (平成 25 年 3 月 31 日現在)

4. 本件株式譲受けに伴う、大正製薬の譲受株式数および譲受前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	6,659,701 株 (議決権の数 : 66,597 個) (議決権所有割合 : 55.83%)
(2) 譲受株式数	972,320 株 (議決権の数 : 9,723 個)
(3) 異動後の所有株式数	7,632,021 株 (議決権の数 : 76,320 個) (議決権所有割合 : 63.98%)

5. 日 程

(1) 取締役会決議日	平成 25 年 7 月 31 日
(2) 新販売契約締結日	平成 25 年 7 月 31 日
(3) 株式譲渡契約書締結	平成 25 年 7 月 31 日
(4) 株式取得得日	平成 25 年 8 月 5 日 (予定)
(5) 新販売契約の効力発生日	平成 26 年 1 月 1 日 (予定)

6. 今後の見通し

本件独占販売契約、本件販売合意、および本件株式譲受けに伴う当社の連結業績への影響は軽微です。

以 上